

契約条項（案）

この契約では、契約金額、契約保証金に関する条項の外、下記に相当する内容の契約条項を定める予定であるので、あらかじめ、承知しておくものとする。

- 1 契約の名称 令和6年度第五期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借
- 2 契約の内容 別添令和6年度第五期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- 3 契約期間
 - (1) 契約期間 契約締結日から令和12年9月30日まで
 - (2) 構築業務の履行期限 令和7年9月30日まで
 - (3) 賃貸借業務の履行期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

4 契約金額

	総額 金〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円)
内 訳	構築業務 委託料 金〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円)
	賃貸借業務 月額 金〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円)

- 5 契約保証金 (A) 金〇〇〇円
(B) 免除

(注) 場合に応じ、(A)又は(B)を選択します。

上記について、和歌山県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

(総則)

第1条 乙は、甲に対し、仕様書に基づき、令和6年度第五期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借業務を行い、甲は、これに対する代金を支払う。

(契約の対象となる機器等の構成及び性能等)

第2条 契約の対象となる機器等の明細は、仕様書に掲げるとおりとする。

2 乙は、契約の対象となる機器等について、仕様書に記載の性能等を備えた上で、検査済みのものを甲に供給しなければならない。この場合において、甲に性能試験成績書を提出し、甲の審査を受けるものとする。

(業務の実施場所及び機器等の設置場所)

第3条 業務の実施場所及び機器等の設置場所は、甲の指定する場所とする。

(検査)

第4条 乙は、構築業務を完了したときは、すみやかに作業報告その他甲の定める文書を作成し、甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、賃貸借業務について、毎月末に当該月の作業報告その他甲の定める文書を作成し、甲に提出の上、甲の検査を受けなければならない。

3 甲は、第1項及び前項の検査の結果不相当と認めたときは、乙に業務のやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(契約代金の支払)

第5条 乙は、前条第1項の規定により、甲の検査に合格し、甲が構築業務を完了したと認めたときは、当該構築業務に相応する委託料相当額を請求することができる。

2 乙は、前条第2項の規定により、甲の検査を受けたときは、月毎に、頭書に定める当該月分の賃貸借業務に係る賃貸借料月額相当額を請求することができる。

3 甲は、乙から前二項による適法な支払請求書を受領した日から30日以内に委託料又は賃貸借料若しくはその両方を支払うものとする。

4 甲の責めに帰す理由により前項の規定による支払いが遅れた場合は、乙は、甲に対して、当該未払額につきその遅延日数に応じ政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める率で計算した額を遅延利息として、甲に請求できるものとする。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(従事者)

第6条 乙は、本契約の履行にかかる責任者として統括責任者1名をあらかじめ定め、書面をもって甲に通知するものとする。

2 乙は、構築業務及び賃貸借業務それぞれについて業務に携わる担当技術者複数名をあらかじめ定め、書面をもって甲に通知するものとする。乙は、担当技術者を選任するにあたっては、本件業務を実施するために十分な技術力と経験を有する者を選任しなければならない。

3 乙は、構築業務及び賃貸借業務それぞれについて担当技術者から業務実施責任者として主任技術者1名を選任し、書面をもって甲に通知するものとする。乙は、主任技術者に委託業務の進行管理及び業務内容全般の監督にあたらせるものとし、業務の実施にかかる甲からの要請、指示等の受理及び甲に対する依頼等は、原則としてこの主任技術者を通じて行うものとする。

4 乙は、統括責任者、担当技術者及び主任技術者に変更があった場合には直ちに書面をもって甲に通知するものとする。

5 甲は、乙の構築業務及び賃貸借業務に従事する者のうち、業務の履行について著しく不相当と認められる者がいるときは、乙に対しその交替その他必要な措置を求めることができる。

(権利義務譲渡等の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾を得ないでこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供することができない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査指示等)

第9条 甲は、乙の構築業務及び賃貸借業務の実施状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務の実施に関して乙に必要な指示をすることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による甲の指示が不相当であると認めたときは、その旨を申し出て、その都度甲と協議するものとする。

(臨機の措置)

第10条 乙は、構築業務及び賃貸借業務に関し、異常な事態が生じたとき又は災害防止等のため必要があるときは、臨機の措置をとり、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(成果品の帰属)

第11条 この契約に基づく成果品の著作権は、甲に帰属するものとする。

(所有者の表示)

第12条 乙は、機器等に自己の所有物である旨を表示するものとする。

(秘密の保護等)

第13条 乙は、構築業務及び賃貸借業務の実施に伴い甲が提供した情報及び知り得た秘密をこの契約以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

3 第1項及び前項の規定は、第8条の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の守秘義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

3 第1項及び前項の規定は、第8条の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(情報セキュリティ)

第15条 乙は、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」に係る遵守事項を遵守しなければならない。

(保険)

第16条 機器等にかかる賃貸借期間中の必要な保険については、乙が付保手続を行い、保険料は、乙の負担とする。

(事前協議)

第17条 甲が次の事項を行おうとするときは、事前に乙に協議するものとする。

(1) 機器等の一部を取り替え、若しくは改造し、又は物品に他の機械器具等を取り付けること。

(2) 機器等の設置場所を変更すること。

(立入権)

第18条 乙の従事者は、機器等の管理等のために機器等の設置場所に立ち入ることができる。この場合において、従業員は、必ず身分証明書を呈示しなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 正当な理由なく、乙が甲の指示に従わないとき。

(3) 乙が故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

(4) 契約の履行上、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。

(5) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(6) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)

第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認め

られるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、委託業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（損害賠償）

第20条 乙は、前条の規定により契約を解除されたとき又はこの契約の条項に違反して甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、乙に損害が生じても、その賠償を甲に請求できないものとする。

（契約完了後の取扱い）

第21条 乙は、契約期間の満了後、甲が指定する賃貸借に係る機器等を甲に無償譲渡することができるが、その他の機器等については速やかに撤去するものとし、撤去及び撤去後の取扱いに係る費用については乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第22条 第4条の検査完了後、納入物について仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。但し、甲に不相当な負担を課するものでないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の追完義務を負わないものとする。

3 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

4 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

5 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第4条の検査完了後5年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から12ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。但し、第4条の検査完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

6 第1項、第3項及び第4項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

（管轄裁判所）

第23条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（疑義の決定）

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する疑義が生じたときは、甲乙協議して定め

るものとする。

この契約の証として、この証書 通を作成し、各当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県知事 岸 本 周 平

乙 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

個人情報取扱特記事項

第1 法令等の遵守

乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内

で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第 11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第 12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第 13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第 14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第 15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第 16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第 17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、和歌山県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(委託事業者の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、業務を実施し、情報資産の管理を行う責任者及び作業者を従事する委託内容ごとに明確にし、所属、役職、氏名及びその他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

2 仕様書等において作業場所が定められていない場合は、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

3 前2項の届け出事項に変更があった場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4 甲及び乙は、互いに相手方の事前の同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第5 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理方法及びその他甲が求める内容を明確にした上で、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第6 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、本委託業務が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

(情報資産の目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第7 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(情報資産の複写又は複製)

第8 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務の目的を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から承諾を受けるものとする。

(情報へのアクセス)

第9 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類及び範囲並びにアクセス方法を遵守しなければならない。

(作業員の資格)

第10 乙は、本委託業務を実施する作業者に必要な資格が定められている場合は、その資格を証明するための資格証等を甲に提示する又はその写しを提出しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第11 乙は、甲から情報資産の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、サイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(事故の公表)

第13 甲は、本委託業務に関しインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントに関する情報を公表することができる。

(個人情報の保護)

第14 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

4 前項の規定は、第5の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(サービスレベル)

第15 乙は、本委託業務において提供されるサービスの品質の保証に関するサービスレベル合意書が定められている場合は、その内容を遵守しなければならない。

(従業員に対する教育)

第16 乙は、本委託業務の遂行に当たって、本委託業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(情報システムの運用に関する文書)

第17 乙は、本委託業務の遂行に当たって運用計画を策定し甲に提出しなければならない。また、仕様書等に基づき、その他運用に当たって必要な文書を作成し、甲に提出しなければならない。

(納品物のウィルス検査)

第18 乙は、成果物を電子データで納品する際については、事前にウィルス対策ソフト等で電子データにウィルスが含まれていないか確認するものとする。

(監査及び検査)

第 19 甲は、本委託業務に係る情報資産の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(著作権の譲渡)

第 20 乙は、成果物の知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除いて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に基づく権利を含むすべての権利を、甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、成果品に乙又は第三者が既に著作権を保有しているもの（以下、「乙著作物」という。）が組み込まれているときは、当該の乙著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。

(情報資産の返還、廃棄等)

第 21 乙は、本委託業務を遂行するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等を含む情報資産については、甲の指示に従い、業務の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は、復元できない方式で消去しなければならない。

(損害賠償等)

第 22 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。